資料 ４

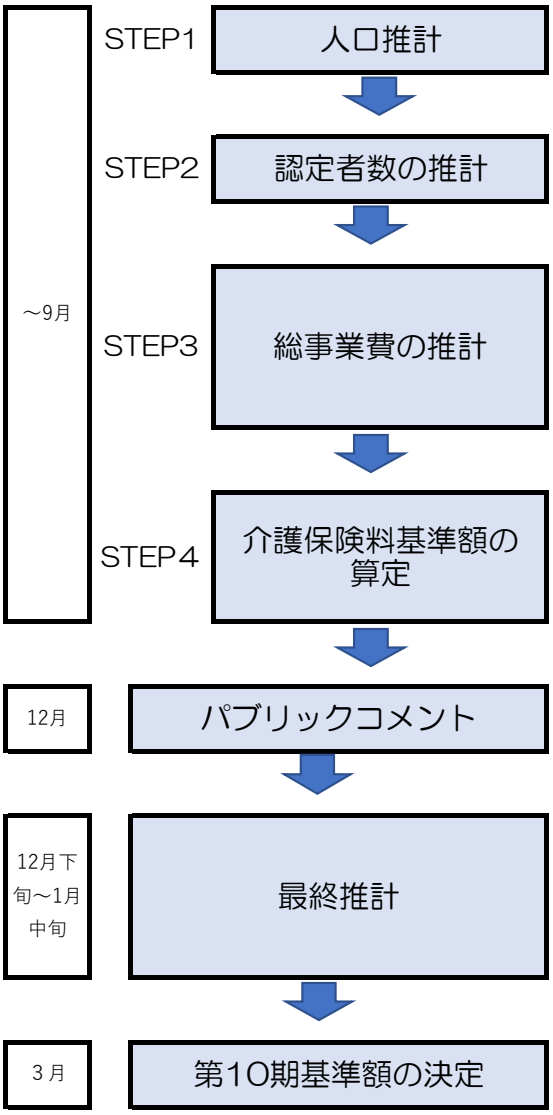
第10期介護保険事業計画における保険料算定の考え方について

１　介護保険料の算定について

介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）は、介護保険法に基づき３年を単位として市区町村が策定します。介護保険料は、この３年間の事業を実施するための財源となります。

65歳以上である第１号被保険者は、総事業費のうち一定割合（第9期事業計画では23%相当）を介護保険料として負担する仕組みとなっており、３年間の総事業費を推計することによって、必要となる介護保険料の総額を算定します。

個人が負担する介護保険料については、世帯の市民税課税状況や本人の前年の所得などに応じて設定した保険料率によって保険料額が決まりますが、その計算の基礎となるのが「基準額」です。介護保険料の基準額の算定過程は以下のとおりです。



3年間の町田市の第１号被保険者数・第2号保険者数及び各々の前年度増減比率等を推計します。

第１号被保険者及び第２号被保険者のうち3年間の要介護・要支援認定者数を推計します。

介護保険制度改正の内容、介護報酬改定の見込み等を勘案し、3年間に必要な総事業費を推計します。
（総事業費の内訳）
- 各介護サービスの給付費
- 地域支援事業費

総事業費（推計）から、第1号被保険者が介護保険料として負担すべき費用の総額と、１人あたりの介護保険料額（基準額）を算定します。

介護保険料を含む事業計画全体のパブリックコメントを実施し、市民の方々からご意見をいただきます。

2026年度の最新の認定者数や事業費の支出状況を勘案し、制度改正・介護報酬改定等を反映した上で、再度STEP1～4を実施します。

介護給付費準備基金の活用を検討し、最終的な介護保険料の基準額を決定します。

２　第９期事業計画における介護保険料月額基準額等

（１）介護保険料月額基準額について

介護保険料月額基準額　：　第１号被保険者の介護保険料の基準となる１ヵ月あたりの保険料額のこと。

第９期の月額基準額　：　6,040円

（２）介護保険料月額基準額の算定方法（第９期）

項目		金額等
3年間の総事業費	A:標準給付費	1,140.4 億円
	B:介護予防･日常生活支援総合事業費	39.5 億円
	C:包括的支援事業費･任意事業費	25.7 億円
	合計	1,205.6 億円
第1号被保険者負担分	標準給付費分（A×23%）	262.3億円
	介護予防･日常生活支援総合事業費分（B×23%）	9.1億円
	包括的支援事業費･任意事業費分（C×23%）	5.9億円
	調整交付金(※1)不交付額(5%-4.9%)	1.2億円
	インセンティブ交付金(※2)	△2.9億円
	D:合計	275.6億円

E:介護保険料収納率（見込み）	99.00%
F:3年間に必要な介護保険料の額(D÷E)	278.3億円
G:3年間の第1号被保険者延べ人数	361,079 人
H:算定上の介護保険料月額基準額(F÷G÷12か月)	6,424 円
I:介護給付費準備基金(※3)の活用額	16.5億円 (△384円)
介護保険料月額基準額(H-I)	**6,040円**

※1 調整交付金　：　後期高齢者の比率や所得水準による市町村間の介護保険の財政力を調整するために、標準給付費の5%を基準として国から交付される。交付割合が５%を下回った場合は、不足分を第１号被保険者が負担する。

※2 インセンティブ交付金　：　高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を積極的に行った自治体を評価し、その評価に基づいて自治体に支給される交付金。

※3 介護給付費準備基金　：　計画期間における財政の均衡を保つために設置した基金で、第１号被保険者の保険料の剰余金等を積み立て、保険給付費等に要する費用に不足が生じた場合に充当を行う。また、次期計画期間の保険料の上昇抑制に活用する。

（３）保険料率と所得段階

第１号被保険者の介護保険料は、月額基準額に保険料率を乗じて計算します。
保険料率は、世帯の市民税課税状況や本人の前年の所得など、所得水準に応じて段階的に設定されています。

第９期事業計画においては、所得水準に応じたきめ細かい保険料設定を行うため、所得区分を15段階から19段階に増やすとともに、最上位の段階の所得要件を1,500万円以上 から2,000万円以上に変更し、保険料率も見直しました。

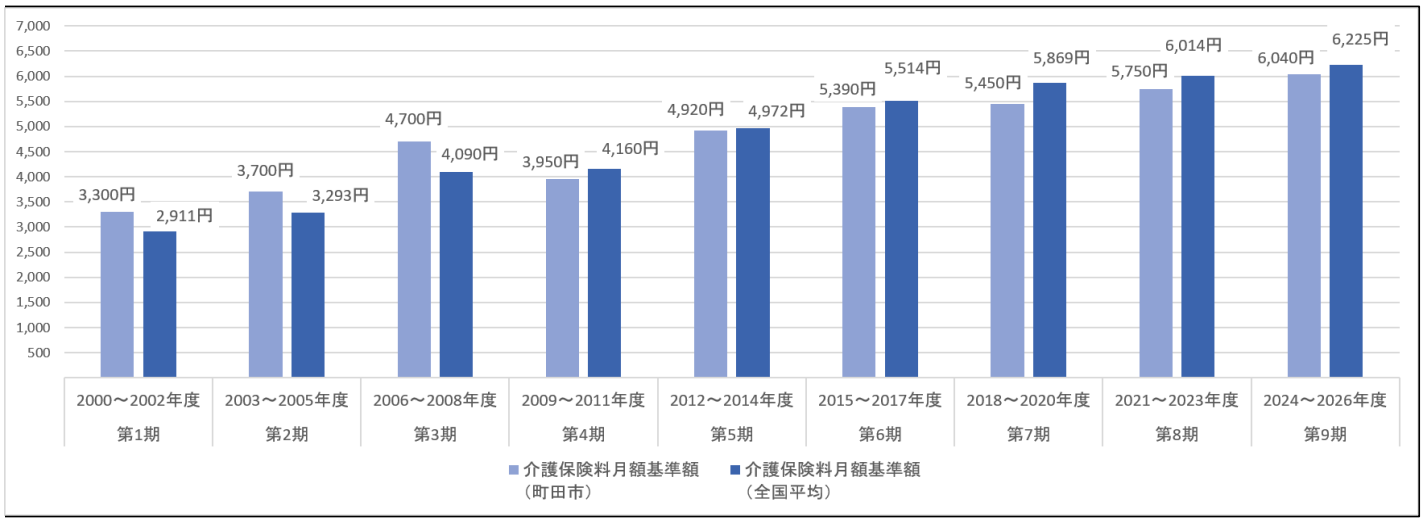
＜第８期＞

課税状況		要件		所得区分	保険料率	年額
世帯	本人					月額
生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者				第１段階	0.30（0.50※）	20,700 円（34,500 円※）
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者				
		課税年金収入額＋〔合計所得金額（特別控除後）－課税年金所得額〕	80 万円以下			1,725 円（2,875 円※）
			80 万円超 120 万円以下	第２段階	0.375（0.625※）	25,800 円（43,100 円※）
						2,156 円（3,594 円※）
			120 万円超	第３段階	0.70（0.75※）	48,300 円（51,700 円※）
						4,025 円（4,313 円※）
課税	課税	合計所得金額（特別控除後）	80 万円以下	第４段階	0.775	53,400 円
						4,456 円
			80 万円超	第５段階（基準額）	1.00	69,000 円
						5,750 円
			125 万円未満	第６段階	1.075	74,100 円
						6,181 円
			125 万円以上 190 万円未満	第７段階	1.225	84,500 円
						7,044 円
			190 万円以上 300 万円未満	第８段階	1.40	96,600 円
						8,050 円
			300 万円以上 500 万円未満	第９段階	1.60	110,400 円
						9,200 円
			500 万円以上 700 万円未満	第 10 段階	1.80	124,200 円
						10,350 円
			700 万円以上 900 万円未満	第 11 段階	2.00	138,000 円
						11,500 円
			900 万円以上 1,100 万円未満	第 12 段階	2.20	151,800 円
						12,650 円
			1,100 万円以上 1,300 万円未満	第 13 段階	2.40	165,600 円
						13,800 円
			1,300 万円以上 1,500 万円未満	第 14 段階	2.60	179,400 円
						14,950 円
			1,500 万円以上	第 15 段階	2.80	193,200 円
						16,100 円

＜第９期＞

課税状況		要件		所得区分	保険料率	年額
世帯	本人					月額
生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者				第１段階	0.285（0.455※）	20,600 円（32,900 円※）
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者				
		課税年金収入額＋〔合計所得金額（特別控除後）－課税年金所得額〕	80 万円以下			1,721 円（2,748 円※）
			80 万円超 120 万円以下	第２段階	0.375（0.575※）	27,100 円（41,600 円※）
						2,265 円（3,473 円※）
			120 万円超	第３段階	0.685（0.69※）	49,600 円（50,000 円※）
						4,137 円（4,167 円※）
課税	課税	合計所得金額（特別控除後）	80 万円以下	第４段階	0.775	56,100 円
						4,681 円
			80 万円超	第５段階（基準額）	1.00	72,400 円
						6,040 円
			125 万円未満	第６段階	1.075	77,900 円
						6,493 円
			125 万円以上 190 万円未満	第７段階	1.225	88,700 円
						7,399 円
			190 万円以上 300 万円未満	第８段階	1.40	101,400 円
						8,456 円
			300 万円以上 400 万円未満	第９段階	1.60	115,900 円
						9,664 円
			400 万円以上 500 万円未満	第 10 段階	1.75	126,800 円
						10,570 円
			500 万円以上 600 万円未満	第 11 段階	1.90	137,700 円
						11,476 円
			600 万円以上 700 万円未満	第 12 段階	2.05	148,500 円
						12,382 円
			700 万円以上 800 万円未満	第 13 段階	2.20	159,400 円
						13,288 円
			800 万円以上 900 万円未満	第 14 段階	2.35	170,300 円
						14,194 円
			900 万円以上 1,100 万円未満	第 15 段階	2.50	181,200 円
						15,100 円
			1,100 万円以上 1,300 万円未満	第 16 段階	2.70	195,600 円
						16,308 円
			1,300 万円以上 1,500 万円未満	第 17 段階	2.90	210,100 円
						17,516 円
			1,500 万円以上 2,000 万円未満	第 18 段階	3.10	224,600 円
						18,724 円
			2,000 万円以上	第 19 段階	3.30	239,100 円
						19,932 円

３　介護保険料月額基準額の推移・他市比較
（１）介護保険料月額基準額の推移



（２）介護保険料月額基準額の全国平均・東京都平均

	第7期 2018~2020年度	第8期 2021~2023年度	第9期 2024~2026年度
町田市	5,450円	5,750円	6,040円
全国平均	5,869円	6,014円	6,225円
東京都平均	5,911円	6,080円	6,320円
東京都26市平均	5,577円	5,813円	6,066円

（３）介護保険料月額基準額の東京都２６市及び近隣市の状況　　★近隣市

順位※	自治体名	第7期 2018~2020年度	第8期 2021~2023年度	第9期 2024~2026年度	順位※	自治体名	第7期 2018~2020年度	第8期 2021~2023年度	第9期 2024~2026年度
1	武蔵野市	6,240円	6,240円	6,600円	16	府中市	5,715円	5,995円	5,995円
2	国立市	6,025円	6,183円	6,467円	17	八王子市	5,407円	5,750円	5,950円
3	狛江市	5,950円	6,250円	6,450円	18	あきる野市	5,200円	5,750円	5,925円
4	小金井市	5,400円	5,600円	6,400円	19	国分寺市	5,916円	5,916円	5,916円
5	西東京市	6,373円	6,058円	6,347円	20	調布市	5,600円	5,900円	5,900円
6	三鷹市	5,750円	5,900円	6,300円	20	東久留米市	5,400円	5,900円	5,900円
7	清瀬市	5,829円	6,187円	6,239円	22	多摩市	4,809円	5,200円	5,817円
8	東村山市	5,750円	5,750円	6,200円	23	青梅市	5,000円	5,300円	5,800円
9	立川市	5,880円	5,880円	6,183円	24	稲城市	5,200円	5,400円	5,600円
10	小平市	5,300円	5,800円	6,180円	24	羽村市	4,800円	5,100円	5,600円
11	福生市	5,903円	6,126円	6,176円	26	東大和市	5,200円	5,300円	5,400円
12	昭島市	6,050円	6,280円	6,160円	★	相模原市	5,800円	6,000円	6,650円
13	日野市	5,480円	6,115円	6,115円	★	横浜市	6,200円	6,500円	6,620円
14	武蔵村山市	5,398円	5,534円	6,050円	★	川崎市	5,825円	6,315円	6,591円
15	町田市	5,450円	5,750円	6,040円					

※第９期の月額基準額の高い順